

「トライオートインターネット取引説明書」の一部改正について

下線部変更
(平成26年8月30日)

現 行	変 更 後
(前 文) (省 略)	(前 文) (現行どおり)
(枠 内) (省 略)	(枠 内) (現行どおり)
(本 文)	(本 文)
1. ～ 2. (省 略)	1. ～ 2. (現行どおり)
3. 取引の注文	3. 取引の注文
(1) ～ (3) (省 略)	(1) ～ (3) (現行どおり)
(4) (省 略)	(4) (現行どおり)
① (省 略)	① (現行どおり)
② <u>指値注文</u>	② <u>指値注文</u>
<u>売買注文を出すときに「いくら以下なら買いたい、いくら以上なら売りたい」というように価格を指定する注文です。お客様の条件を満たした最初の価格が約定価格となります。</u>	<u>売買注文を出すときに「いくら以下なら買いたい、いくら以上なら売りたい」というように価格を指定する注文です。お客様の指定価格で約定しますが、月曜日や日次処理終了後の取引開始時は、お客様の条件を満たした最初の価格が約定価格となります。</u>
③～④ (省 略)	③～④ (現行どおり)
(5) ～ (7) (省 略)	(5) ～ (7) (現行どおり)
4. 「トライオート」に関する重要事項	4. 「トライオート」に関する重要事項
(1) ～ (3) (省 略)	(1) ～ (3) (現行どおり)
(4) (省 略)	(4) (現行どおり)
① (省 略)	① (現行どおり)
② オートパイロット注文発注時の指値・逆指値価格が、すぐに成立してしまう価格で発注された場合。	② <u>指値および逆指値のオートパイロット注文の発注時、指定価格がすでに約定すべき条件を満たしている場合。ただし、発注時の当社価格と指定価格が同価格の場合、当社は受注し、次の配信価格から約定判定を開始します。</u>
(以下省略)	(以下現行どおり)
平成 26 年 6 月 23 日	平成 26 年 8 月 30 日